

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

山都町は、九州の真ん中「九州のへそ（商標登録）」に位置し、平成17（2005）年に3町村（矢部町、清和村、蘇陽町）が合併して誕生。合併以前は2万人超だった人口が、現在では1万3千人に減少し、高齢化率は45%超と、非常に速いスピードで高齢化が進んでいる。国立社会保障・人口問題研究所が平成25年3月に公表した「日本の地域別将来推計人口」によると、平成52（2040）年には8,712人にまで減少すると推計されている。

町域は広く、世界最大級の阿蘇カルデラを形成する南外輪山のほぼ全域をおさめ、南側は九州脊梁山地に接しており、豊かな自然環境を活かした農林産業を基幹産業としながら、製造業、サービス業など多様な産業が本町の経済・雇用を支えている。

現在、域内の中小企業数は減少傾向にあり、さらに、人手不足・後継者不足等の課題にも直面している。現状を放置すると、長い歴史を経て形成された町内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、平成30年12月には九州中央自動車道山都中島西ICが開通、加えて令和5年度中には山都通潤橋ICも開通する見通しとなり、観光産業等の更なる発展が期待される。

そのため、町内中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくという取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の一つとなり、熊本県上益城地域の中核都市として、更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が、年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

山都町の産業は、農林産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本町の経済・雇用を支えているため、これらの産業で広く、事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める

先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

山都町の産業は、商店街周辺、国道沿い、山間部と、広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、本町全域とする。

(2) 対象業種・事業

山都町の産業は、農林産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本町の経済・雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取り組みは、新商品の開発、自動化の推進、IT 導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を越えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は2年間（令和5年7月23日～令和7年7月22日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取り組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取り組み、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。